

昭和二年電第 266 號

定結

大臣

次官

商工部次官

法金審査委員

電力局長

検査委員長

施設課長

電業課長

受改課長

起案	昭和二年	月	日	起案ノ日数	決定	施行	月	日
	五	二	一					

電力事業主に技術者資格検定規則及び
昭和十四年逓信省令中五十二號ニ部改ニ付

一月官報掲

日本標準規格 15 (182x207mm)

397 43694

147

めくれず

電気事業を此技術者資格検定規則等の一部改正の件を、
別紙の案のやうに制定して差支へないが、御同化する。

説明

行政機構の變更及び終戦による事務變更等のため
案のやうに改正するの必要があるから。

397 43695

商工省令第二十一號

電氣事業主任技術者資格檢定規則及び昭和十四年逓信省令第五十三號の一部を、次のやうに改正する。

年 月 日

商工大臣名

第一條 電氣事業主任技術者資格檢定規則の一部を、次のやうに改正する。

第二條、第九條、第十條第二項、第十五條、第十六條及び様式中「軍需大臣」を「商工大臣」に改める。

第十條第一項中「軍需大臣」を「受験地を管轄する地方商工局長」に改める。

第二條 昭和十四年逓信省令第五十三號の一部を、次のやうに改正する。
「大東亞戦争」を「今次の戦争」に改める。

第四條中 「召集又は徵用ノ年月日及其ノ解除ノ年月日ヲ記載シタル市町村長、聯隊區司令官、聯隊長等ノ證明書以下同ジ」を「召集又は徵除ノ年月日ヲ記載シタル市町村長、徵用工場又ハ現在ノ勤務等ノ證明アルモノ以下同ジ」に、「軍需大臣」を「商工大臣」に改める。

別記様式を次のやうに改める。

電氣事業主任技術者資格檢定特例申請書

収入
印紙

第三條ノ規定ニ依リ檢定手数料ヲ免ゼラル者ニ在リテハ収入印紙ノ貼付ヲ要セズ

本籍地

現住所

申請人

(振假名ヲ附スルコト)
氏名

年 月 日 主

397 43697

397 43696

148

檢定ノ種別 第

受験地

第一次試験

合格年月

受験地

受験番号

私儀昭和十四年逓信省令第五十二號ニ依リ前記種別ノ試験檢定相受度同
令第四條ニ依ル書類相添へ申請候也

追而召集（徴用）及其ノ解除ノ年月就ニ從來申請セル第二次試験（第
一次試験合格ノ年ノ第二次試験ヲモ記載スルコト）ハ左ノ通ニ有之候
也

召集（徴用）ノ年月

解除ノ年月

第一回第二次試験

年 月

受験地

受験番号

第二回第二次試験

年 月

受験地

受験番号

年 月 日

右

氏

名

商工大臣

殿

附 則

この旨令は、公布の日から、これを施行する。

397 42699

397 42698

149